日本労働年鑑 第53集 1983年版

Γhe Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

VI 権利闘争

概要

一、国鉄労働者と労働組合にたいする自民党、民社党、一部マスコミの攻撃が集中的におこなわれた。自民党国鉄基本問題調査会が八二年四月一六日にまとめた「管理経営権及び職場規律確立に関する提言」は管理体制の強化、現場協議の是正、ヤミ協定、悪慣行の破棄等を労使関係是正の方策として打ち出している。一方、第二臨調の第四部会も五月一七日に発表した部会報告において、国鉄経営悪化の要因のひとつとして、労使関係をあげ、分割・民営までの間における緊急措置として、職場規律の確立等ほぼ右自民党提言と同旨の労使関係の是正を求めており、今後国鉄の労使関係は緊張を増すものと思われる。

- 一、スト権回復の立法化については各政党がそれぞれ作業をすすめているが、八一年一〇月一三日、社会党、公明党、民社党、社民連の四野党間において「公労法等の改正に関する覚書」が作成され、「労働基本権確立のための基本要綱」について合意が成立した。国鉄二〇二億円損害賠償については政府自民党の介入がいちだんと激しくなり、これを受けた国鉄当局は、六月一日の第二三回口頭弁論において損害賠償額に関する証人申請をおこなうとともに、裁判所にたいし訴訟の促進方を申し入れた。あらたな様相を示しはじめた同訴訟の今後の動向が注目される。
- 一、労働大臣から不当労働行為の審査促進のための施策について諮問を受けていた労使関係法研究会は、八二年五月二二日「労働委員会における不当労働行為事件の審査の迅速化等に関する報告」をまとめ、労働大臣に答申した。
- 一、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会が再開され、八二年五月二八日第一回会議を開いた。研究会は八五年を目途に、労働契約、労働時間、賃金について調査、研究をおこなうことになっており、作業の進展状況によっては労働契約法など新たな立法措置が講じられる可能性がある。

日本労働年鑑 第53集 1983年版 発行 1982年11月30日 編著 法政大学大原社会問題研究所 発行所 労働旬報社 2001年9月4日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】次のページ→■ 日本労働年鑑【総合案内】